

岸和田高等学校 生徒心得

1. 届出 願書

(1) 学校へ

- (ア) 入学者（転入学者を含む）は保証書、家庭環境票・誓約書を提出
- (イ) 転・退学、休学、復学、編入学の希望は本校所定の用紙により願書を提出
- (ウ) 住所、保護者の変更等

(2) 学級担任へ

- (ア) 欠席、欠課、遅刻、早退
- (イ) 授業時間中（登校後から終礼まで）の外出
- (ウ) 規定外の服装（ズボン、スリッパ、期間外の制服の着用など）
- (エ) 校外で事故のあった時（補導されたり金銭を強要されたり、交通違反で注意を受けた時等）

(3) 関係先生へ

- (ア) 学校施設の使用
- (イ) 校舎、校具の破損

(4) 生活指導部へ

- (ア) 盗難、紛失、拾得
- (イ) クラブ、クラス以外のパンフレット、ビラの配布
- (ウ) 自転車通学の許可申請
- (エ) 旅行、アルバイト

(5) その他

- (ア) 最終下校時刻は厳守しなければならない。止むを得ず、下校時刻以後居残る場合には、関係先生に届出た上、その指示を受けなければならない。
- (イ) 教室内のポスター類の掲示は当該教室の担任の許可を要する。

2. 服装等

清潔・簡素を旨とする。校内では指定の制服の着用のみ認める。

男子

- (1) 制服を着用し、冬は詰襟左、夏は左胸ポケットに校章をつける。

(2) 制服の規定

- (ア) 冬は詰襟の学生服（標準服）で本校指定のボタンをつける。夏は、カッターシャツ（長袖、半袖）か、オープンシャツ（半袖）で、色は白とする。
- (イ) 着用期間（原則）

5月1日～10月末日	冬服または夏服
11月1日～4月末日	冬服

(ウ) 学生服には、カラーをつける。

女子

- (1) 制服を着用し、冬はブレザー、夏はブラウスの左胸ポケットに、合はベストの左胸に校章をつける
- (2) 制服の規定
 - (ア) ブレザー、ベスト、スカート、ブラウス（長袖、半袖）で、型については、本校指定の型紙による。
 - (イ) 着用期間（原則）

5月1日～10月末日	冬服	合服または夏服
11月1日～4月末日	冬服	

夏服：長袖・半袖ブラウス、スカート

合服：長袖・半袖ブラウス、ベスト、スカート

冬服：ブレザー、長袖・半袖ブラウス、ベスト、スカート

男女共

- (1) 頭髪のパーマ、染色、脱色は禁止する。また髪型は高校生らしさを失わないよう心がける。
- (2) 冬季（原則12月～3月）は防寒着（コート類）を用いてもよいが、華美にならないよう注意する。
- (3) 気候に応じて本校指定のセーター・カーディガンを着用してもよい。

3. 校内

- (1) 自習時間は当該教室又は指示された場所で静粛に自習する。
- (2) 自転車通学を許可された場合、所定のシールを貼り、指示された場所に施錠して置く。
なお、単車通学・制服着用の乗車は許可しない。
- (3) 屋上（東館音楽室前を含む）の使用は禁止する。
- (4) 最終下校時刻は4月1日～10月末日6時、11月1日～3月末日5時30分とする。
- (5) 公共物を特に大切にすること。

4. 校外

- (1) 高校生にふさわしくない場所には立ち入らない。
- (2) 交通規則を守り、登下校の際には、寄り道をせず、最も安全な経路、交通手段をとること。
- (3) 外出の折には特に服装、言葉に注意すること。